

公

示

九州運輸局長
令和7年4月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年4月11日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第35号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
6-742	有限会社つくしの交通	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 ○公共的割引（高齢者割引1割引）の設定 高齢者割引は、公的書類（免許証・健康保険証等）により年齢（70歳以上）を確認した者に適用する。	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-743 6-745	有限会社基山タクシー 有限会社鳥栖タクシー	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	三養基郡、鳥栖市	【管轄運輸支局】 佐賀運輸支局
6-744	吉野ヶ里観光タクシー有限公司	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	神埼郡、神崎市、三養基郡、佐賀市	【管轄運輸支局】 佐賀運輸支局

公

示

九州運輸局長
令和7年4月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年4月11日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第35号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
6-747	有限会社岩尾商事	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	速見郡、杵築市（旧山香町の地域に限る。）	【管轄運輸支局】 大分運輸支局
6-748	進藤 一昭	○遠距離割引の廃止 普通車：9,000円を超える部分につき1割引	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-749 6-750 6-751	光山 秀雄 柴山 友行 曾根田 徹	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-752	いまりタクシー株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	伊万里市	【管轄運輸支局】 佐賀運輸支局